

「しまねの木」活用工務店・建築士 を島根県は応援します。

しまねの木を使おう！

住宅、非住宅建築物に島根県産木材を活用することが「島根の森を元氣」にしてくれます。

森林資源の有効活用

新しい雇用の創出

地場産業の活性

「伐って・使って・植えて・育てる」

循環型林業は、多様な機能を持つ森林の維持保全をはじめ、持続可能な環境保護につながります。



島根県産木材を使う
“支援”が充実しました。

令和5年度 県産木材建築利用促進事業

ぜひ活用
ください

住宅建築は



新築に MAX 37.5万円
増改築に MAX 20万円

非住宅建築は



新築に
MAX 100万円

県産木材の
使用割合向上は



前年比5%以上利用量増に係る活動に
MAX 100万円

非住宅建築物は



設計・監理に
MAX 100万円

詳しくは裏面をご覧ください

お問い合わせ
お申し込みは

(一社)島根県木材協会 TEL.0852-21-3852

島根県松江市母衣町55 [林業会館3F] FAX.0852-26-7087 <https://shimane-mokuzai.jp/>

島根県農林水産部林業課木材振興室 松江市殿町1番地 TEL0852-22-6749 <https://www.pref.shimane.lg.jp/ringyo/>



島根県は「しまねの木」の活用を応援します!!

「しまねの木」活用工務店

「しまねの木」活用建築士

島根県は、島根県産木材を積極的に利用する工務店を「しまねの木」活用工務店、建築士を「しまねの木」活用建築士に認定しています。



「しまねの木」を使った住宅・非住宅建築物づくりに興味のある方は、お近くの認定建築士・工務店にご相談ください! お住まいの地域の活用建築士・工務店はこちら▶



令和5年度 県産木材建築利用促進事業

住宅建築支援

県産木材を標準木材使用量^(※)の60%以上使用した住宅を支援。

対象 「しまねの木」活用工務店



一戸あたり
新築 上限 37.5万円/戸
増改築 上限 20万円/戸

県産木材の使用割合に応じて支援を「増加」

県産木材使用割合

80~100%までの部分 **5万円/m²**
 70~80%までの部分 **3万円/m²**
 60~70%までの部分 **2万円/m²**
 60%未満の部分 —



島根県木材協会
「住宅建築支援」



非住宅建築支援

県産木材を標準木材使用量の60%以上使用した非住宅を支援。

対象 「しまねの木」活用工務店



一棟あたり
新築 上限 100万円/棟

県産木材の使用割合に応じて支援を「増加」

県産木材使用割合

80~100%までの部分 **5万円/m²**
 70~80%までの部分 **3万円/m²**
 60~70%までの部分 **2万円/m²**
 60%未満の部分 —



島根県木材協会
「非住宅建築支援」

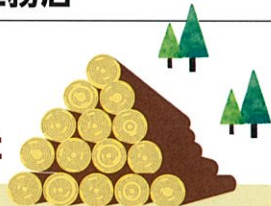


県産木材使用割合向上支援

木造住宅に使用する県産木材の量を前年度より「5%以上」引き上げる取組みを支援。

対象 「しまねの木」活用工務店

経費の1/2以内
上限 100万円/社



〈取組例〉

- 県産木材製品利用促進の社員研修会
- 県産木材・住宅のPR、見学会
- 販促ツール(ホームページ)作成 など



島根県木材協会
「県産木材使用割合向上支援」



非住宅建築物設計支援

県産木材を標準木材使用量の60%以上使用する非住宅建築物の設計・監理を支援。

対象 「しまねの木」活用建築士

一棟あたり
木工事費の8.75%以内
上限 100万円/棟



- 県産木材利用のモデル的事例として認めるもの
- 標準木材使用量の60%以上使用するもの



島根県木材協会
「非住宅建築物設計支援」



(※) 標準木材使用量：建物の構造別、延床面積の規模別に定めた木材使用量

令和5年度 県産木材建築利用促進事業のお申し込みは、(一社)島根県木材協会「ホームページ」内各補助金ページ「要綱・様式等ダウンロード」にある申込み用書式をご利用ください。